

令和4年度 京都市立室町小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

（1）目的

いじめは、受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。それだけではなく、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

（2）基本理念

- ① 本校児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- ② いじめ防止のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにすること。さらに、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを主旨として行う。
- ③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

・構成員（職名又は校務分掌）

- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、生徒指導部、養護教諭、スクールカウンセラー（S C） スクールソーシャルワーカー（S S W）
※緊急対応時はこの限りではない

・役割

- ・いじめの防止及び早期発見に取り組むための情報交換。
(1週間の学級の子どもの様子の情報交換…記録シートの活用)
- ・在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。
- ・組織的に対策を具体的に協議し、直接的・間接的に児童、保護者への働きかけを行う。

・開催時期

- ・月に1度（金曜日に定期的に実施する）

※緊急対応時はこの限りではない

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

・児童・保護者への周知方法

- ・いじめ対策委員会の役割や構成員等の情報を「学校だより」「学校ホームページ」等で保護者及び地域へ発信する。
- ・年度始めの全校朝会において、担任だけではなく全校教職員で見守っていることを伝える。

3 学校いじめ防止プログラム

（1）学校におけるいじめの未然防止のための取組

・学習環境の整備

○児童の社会性や規範意識を養うための教室掲示を工夫する。

- ・学校目標「夢に向かって ともに学び ともに育つ子」に基づいた学年目標・学級目標、人権に関わるスローガンや道徳の学習の時間に獲得した道徳的価値に関わる目標などを掲示する。
- ・生徒指導委員会と連携して、児童が安心・安全に学校で過ごせる「学校のきまり」を掲示する。
- ・児童が安心し、意欲をもって学習に取り組むことができるよう、研究委員会と連携して話型や発表の仕方などを掲示する。

○学級文庫を充実させる。

- ・図書部やPTA本部、学校司書と連携して、仲間を大切にし、友達の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うことができるよう、また、読書の意欲を高めることができるよう図書の充実を図る。

○教室の整理整頓を心がけ、児童にも環境を整えておくことの大切さの指導・声かけを継続的に行う。

・授業改善の充実

児童一人一人をかけがえのない存在として認識し、一人一人がつけるべき力を確実につけることができるように日々の授業改善を目指す。

○全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。

○学習習慣の細やかで丁寧な指導の徹底。（机の上の教科書やノートの配置、筆箱の中身の確認、下敷きを引くことの徹底、ノートの書き方指導など）

○ICTを活用した、視覚的にも分かりやすい学習。

○基礎学力の定着、語彙力の獲得のための朝学習の時間の確保。（きらきら学習）

○学習活動の中で子どもたちのおもいや願い、疑問や関心を生かし、自ら学ぶ・共に学ぶ場と学びを適切かつ効果的に生み出す構想を考え、子どもたちの思考が揺さぶられるような発問や問い合わせ（学習問題・学習課題・めあてなど））を考えた授業を目指す。

- ・事前に綿密な授業計画、板書計画を立てる。
- ・壁面や側面掲示を活用し、既習事項を基に本時の学習を習得できるようにする。
- ・効果的なノート作りの指導の徹底と、毎時間ノートに目を通すことで、児童の理解度の把握と授業改善に努める。また、振り返りに温かいコメントを添えることで、学習意欲の喚起を行う。

- 学校教育目標の具現化に向けて、育成を目指す資質・能力を児童の実態から明らかにした。
 - ◆自分の考えをもち相手意識をもって表現する力

この力を各教科や教育活動を通して育んでいくことができるよう、まずは、すべての教員がその実現を目指して、資質・能力を共有化する。そのうえで、1年から6年まで系統立てた重点目標（を目指す子ども像）を決定していく。
- 学年で育成を目指す資質・能力に迫れる手立てを考え、1年を見通した取組を行い、「何を学んだか」だけでなく「どのように学び、何ができるようになったか」を追究する研究を進める。
- 教員自身も、主体的に学んでいけるよう、OJTを有効に機能させる。（GIGA端末を活用した授業実践の交流、児童の学びのよさを語り合う、授業を見合う、OJT研修を活用するなど。）
- 全教員が一人一人の個に応じた授業を目指し、効果的な指導方法や指導体制の工夫ができるようにするための、教職員間の積極的なコミュニケーションの充実を図る。

・道徳教育・人権教育の充実

- 共によりよく生きるために、また、生まれてきたことを喜び合うために、互いの生き方や価値観の違いを認め合い、そのよさを伸ばすとともに、豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う。
- 「人権」は何の努力もなしに自然に守られるものではないこと、一人一人が「人権」を日常の生活と密接に関わる全ての人の問題として考え、これを守っていくために積極的に取り組んでいかなければならないものということを理解した上での指導の徹底。
- 問題のある言動について「社会で許されない行為は、学校においても許されない」という毅然とした態度での指導の徹底。
- 学年ごとに、を目指す子ども像を見据えた人権目標を設定し、人権学習年間計画を立案し、同和教育・総合育成支援教育・男女平等教育・外国人教育について、学年の実態に応じた学習を進める。
- 年度はじめに「人権とは何なのか」を発達段階に応じて指導する。
 - ・「世界人権宣言」、「日本国憲法」を基に、児童に理解しやすく実生活に生かすことのできる指導を実施する。
- 5月の憲法月間に先立ち、他者を大切にする為の自分の行動目標を「人権標語」として全児童が作成する。
 - ・作成した「人権標語」をろうかなどに掲示し、他のクラスや異学年と交換し人権についての子ども同士の意識を広める。
- 人権感覚を養うために「スマイル目標」を各学級で作成し、年間を通じて人を大切にすることについて考えられるようにする。
- 11月は、人権に関する参観・懇談を行い、人権問題について保護者の正しい認識と理解を図るとともに、「スマイル目標」の取組や成果をろうかに掲示して、家庭においても人権問題が正しく受け止められる基盤をつくることができるようとする。
- 12月の人権朝会において、校長が人権に関する絵本の読み聞かせや、人権を守ることの大切さの講話をする。
- 道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- 道徳の学習では、6年間を通して道徳的価値が偏らないよう、低学年からバランスの良い価値の配分をする。（道徳の年間計画の作成）
- いじめやおもいやりに関わる道徳教材を、積極的に実施する。

- ・児童の道徳的価値の獲得・理解を把握するために、道徳ノートを活用する。
- 警察のスクールサポーターによる、非行防止教室を実施する。
- ・参観日に実施することで、保護者の方への啓発も行う。

・児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- 宿泊を伴う学習やその他の体験活動を通して仲間との関係づくりを図る。
- 運動会やたて割り活動、学習の足あと発表会などの学校行事を通して、仲間との関係づくりを図る。

(運動会)

- ・全学年が一体となって仲間と共に活動する楽しさや、仲間を励まし応援する経験を通して仲間を大切にする心を養う。
- ・学級を解体して隣の学級とチームをつくることで、より学年間での絆を深められるようにする。

(縦割り活動)

- ・毎月1回7のつく日を「なかよしの日」として、1年生から6年生までの全学年で構成される「なかよしグループ」で異学年との交流を図りながら、仲間の大切さを実感する活動を取り入れる。
- ・室町まつりの店の内容を縦割りグループごとに考え準備する。そして、室町まつり当日は、リーダーを中心に、グループで協力し、店の運営を行う。
- ・図書館教育部と連携し、10月の読書週間の取組として、6年生が縦割りグループで読み聞かせを行う。
- ・1年間の交流の成果と、より絆を深める為に2月に「なかよし大縄大会」を開く。

(学習の足あと発表会)

- ・学年で一つの事に取り組むことで、年間を通して、学級単体の動きにならないよう、より広い交友関係をもてるようとする。

- 児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己肯定感・自己有用感を高める取組を推進する。

(児童会活動)

- ・運動会や1年生を迎える会、6年生を送る会などの行事において、児童会の児童が計画・進行を行うことで、自分達の学校を自分達でより良くしていこうという意識をもつことができるようとする。

- 高齢者の方との交流や地域の方との協同体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。

1年：昔遊びを通した高齢者の方との交流

2年：まち探検としての地域のお宅・お店訪問

3年：地域の方による昔の道具のお話、地域の方による西陣織機織り体験学習

4年：視覚障害・聴覚障害の方をゲストティーチャーに招いての学習

　　地域の防災活動に携わる方を招いての学習

5年：環境学習

6年：米寿のお祝い訪問

　　地域の方（能楽師・狂言方）による狂言体験学習

・児童同士の絆づくり

- 互いに良さを見つけ認め合ったり、改善すべき点を指摘し合ったりして、お互いが高まり合える支援・指導を構築する。
 - ・学級会、朝の会、帰りの会、1日の振り返りカードなどを有効活用する。
- コミュニケーション能力の育成
 - ・学習での関わり合いを大切にした授業の流れの工夫。
- 連帯感や仲間意識を高められる取組を構築する。
 - ・みんな遊びの推奨、外遊びの推奨、お楽しみ会、児童が主体的に企画・運営することのできる係活動の充実等の取組を構築する。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

・日常の児童に関する情報共有

- 教職員は、児童の変容や問題行動等の情報収集に努め、いじめ・不登校に関わる情報については、些細なことや疑いも含め、生徒指導主任に報告し組織で情報を共有する。
 - ・「記録シート」を活用し、学級での気になる児童の様子を些細なことでも記入し、毎週木曜日に生徒指導主任・管理職に報告・提出する。生徒指導主任は、全学級の様子を把握し、全員が室町小学校の児童を見守り支えていくという高い意識をもって行動することができるようとする。
 - ・月に1度（金曜日）、総生児部会（総合育成支援教育委員会・生徒指導委員会・児童養護施設委員会）をもち、管理職、生徒指導主任、総合育成支援教育主任、児童養護施設主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと情報共有を図る。そこで特に気になる案件を取り上げ「ケース会議」にかけ、より丁寧で細やかな対応ができるように指導方法などを共通理解する。
- 重大案件については、緊急に「いじめ対策委員会」を開き、対応後の検討後、全職員で情報を共有する。
- 家庭訪問や懇談の場を活用し、家庭と学校が情報を共有し、同じ方向を向いて児童の健全な育成に対処する基盤を作る。

・児童に対する定期的な調査

- いじめに焦点を絞った、記名式アンケートの実施と教育相談（7月・11月）
 - ・詳しく分析して生徒指導主任に報告。全教職員で共通理解し、いじめの兆候の早期実態把握を行う。
- 4～6年生において、年間2回「クラスマネジメントシート」の実施。
 - ・学級経営の状態を把握し、学級経営の見直しを図る。（交友関係や担任との関係をより深く分析する）
- 総生児部会と養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談主任が連携し児童がスクールカウンセラーと相談できる環境を作る。
- スクールソーシャルワーカーの専門的な見地・知識を生かす。
- 保健室来室の様子を共有し、養護教諭と担任で連携をとりながら見守る。

・上記調査等の結果の検証及び組織的な対応

○生徒指導主任及び、低学年、中学年、高学年それぞれの学年で初期対応に努めるとともに、即時管理職に報告し検証する。確実に全教職員に報告し、全体で見守る。

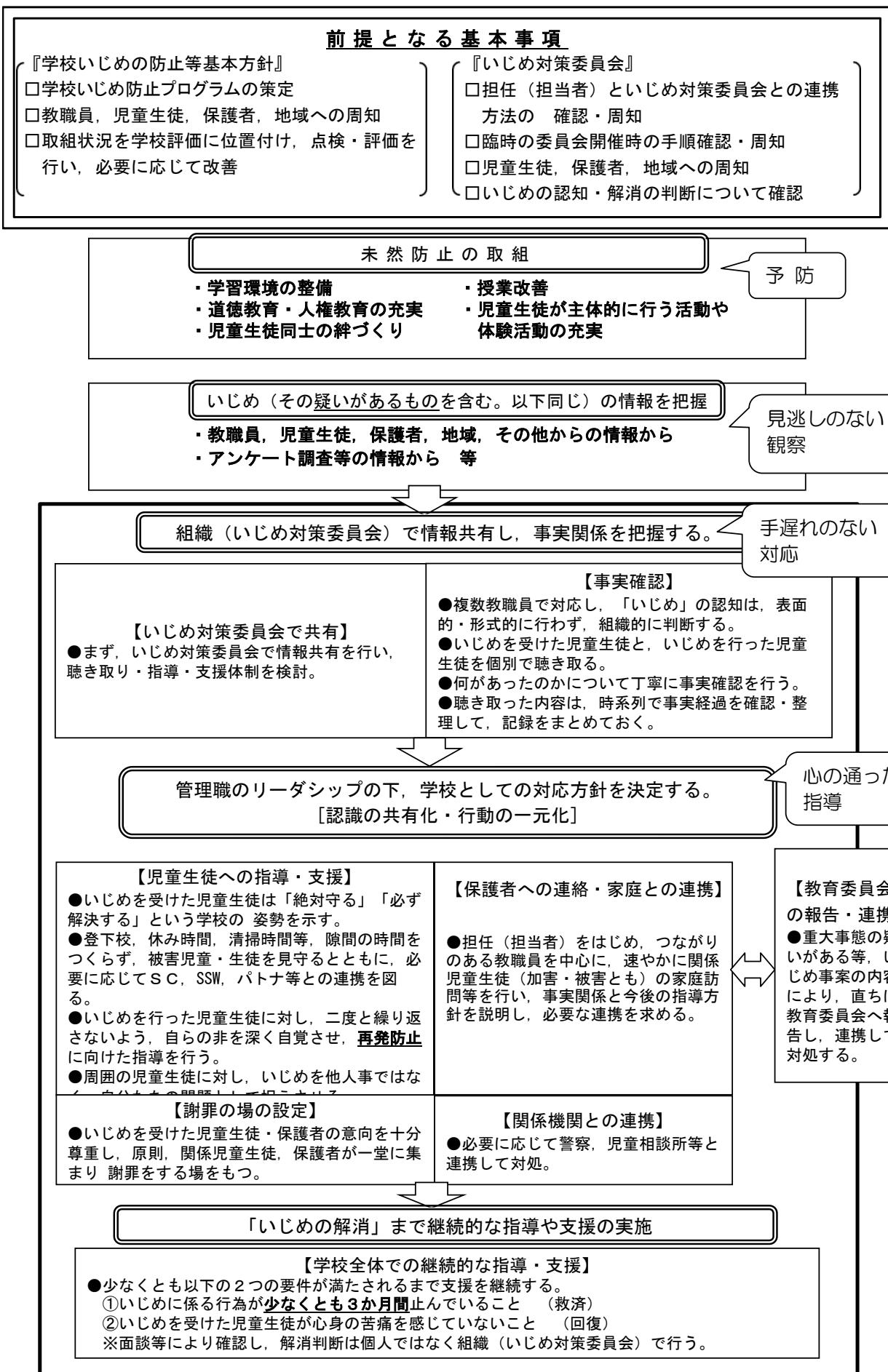
(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止にむけた取組

・基本的な考え方

○早期発見、早期報告、初期対応を基本とし、いじめ対策委員会及び総生児部会で情報共有し、今後の対応について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」「学校いじめ防止基本法」を踏まえ、いじめの芽もいじめととらえつつ、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会をはじめとする関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善、再発防止に向けた取組を進める。

・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、上京警察署スクールサポーターと連携してこれに対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

・いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応



・インターネットを通して行われるいじめへの対応

- 書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応など、被害の拡大を防ぐために専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。
- 学校・保護者だけで解決困難な事例の際は、警察等の専門機関との連携を行う。
- 全学級で情報モラル教育を積極的に行い、未然防止を図る。
- 外部講師を招いて情報モラル教育を行い、事例研修等で理解を深める。
 - ・ 6年生での「情報モラル教室」の実施。
- 地域生徒指導連絡協議会や情報モラル教育の授業参観等を活用して、地域への啓発活動を行う。

・「いじめの解消」の定義をふまえた見守り及び再発防止に向けた取組

- 3か月は、全教職員で見守り続ける。
 - ・いじめを受けた児童、いじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、その状況を定期的な「いじめ対策委員会」で情報共有と組織的な動きを構築する。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーからのアドバイスを受けながら、学校として適切な措置を講じる。
- 登下校、朝学習や休み時間、掃除時間など複数の教職員による校内巡回を実施し、児童を見守る。

(4) 教職員の資質向上の取組

・内容

- 全教職員が、いじめの未然防止の対策・早期発見に向けた対策、発覚時の適切な対応の在り方を共通理解する。
 - ・年度初めに、全教職員で「学校いじめ防止基本方針」の内容を基に研修を行い、共通理解をはかる。
- 普通授業・学級経営と生徒指導の関わり等、望ましい人間関係や集団指導の在り方の研修の充実を図る。
 - ・研究教科の手法の徹底、生徒指導部による生徒指導の方法の共通理解や、有効な取組・手立ての交流、拡充を図る。

・実施時期

- ・ 4月（学校いじめの防止等基本方針の共通理解研修）
- ・ 5月（児童理解研修）
- ・ 8月（児童理解・生徒指導に関わる研修）
- ・ 11月（児童理解研修…5月からの子どもたちの変容）
- ・ 2月（いじめ防止研修及び年間反省…来年度に向けての課題・引継ぎ）
- ・ 毎週火・木曜日の職員朝会、月1回実施する総・生・児部会

4 保護者・地域・関係機関との連携

・保護者・地域への情報発信、啓発、共同の取組

- 室町小学校 P T Aとの連携のもと、いじめ問題や「いじめ防止対策推進法」、「室町小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深めるために、懇談会や地域生徒指導連絡協議会等にて周知していく。
- スクールガードリーダーや少年補導委員等の学校に関連している団体や地域の団体との連携を密にしておく。
- いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- 道徳や人権学習の授業参観への呼びかけを P T Aの協力のもと進める。

・関係機関との連携

- いじめの事案によっては、警察署生活安全課少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- 平素からスクールカウンセラー及びスクールサポーターとの連携を密にしておく。

5 重大事態が発生したときの対応

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、京都市教育委員会を通じて、重態事態が発生した旨を市長に報告する。その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するために京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発生したときの対応

- ・速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。
- ・京都市教育委員会が調査主体となった場合、その指示のもとで資料の提出などを行い、調査への協力をする。
- ・本校が調査主体となった場合、本校の下に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を行い、京都市教育委員会に調査結果を報告する。この調査結果を踏まえて、必要に応じて保護者へ適切な情報提供をし、同種の事態発生の防止に向けた取組の推進を行う。
- ・重大事態の防止のために、被害児童の保護を最優先に考えた対応をし、加害児童には責任ある指導をする。また、その事実確認をした内容や指導した内容を保護者に連絡をし、京都市教育委員会に報告する。
- ・周りにいた児童にも自分ごととして捉えさせ、学級や学年の集団への指導も行う。

※重大事態の定義

- ・生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会 「学校いじめの防止等基本方針」の共有 「年間計画と役割の明確化」 「校内体制や組織的対応の共有」 ・いじめ対策委員会 (月1・適宣) 「児童・保護者への広報について」 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き ・朝会での説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・たてわり活動 ・人権標語づくり ・学校のきまりの掲示 ・保護者への周知 (HP・お便り等) 		<ul style="list-style-type: none"> ・学級懇談会
5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 (月1・適宣) ・児童理解研修 (気にかかる児童の理解と支援について) ・生徒指導3機能の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・縦割り活動結団式 ・憲法月間講話 		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問 (希望制)
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 (月1・適宜) 	<ul style="list-style-type: none"> ・【5年】 花背山の家野外活動 		<ul style="list-style-type: none"> ・P T A総会で啓発 ・保護者向け啓発パンフレット配布
7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 (月1・適宜) ・「クラスマネジメントシート」の実施と集約 ・「記名式いじめアンケート」の実施と集約 (早期発見・積極的認知) ・生徒指導3機能の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・(第1回) 記名式いじめに関するアンケートの実施 ・(第1回) クラスマネジメントシートの実施 ・教育相談週間 ・児童、保護者による学校アンケート① 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 (月1・適宜) ・夏季研修会 ・小中合同教職員研修 ・学校評価の結果の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中の生活指導とパトロール 		
9	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 (月1・適宜) 			
10	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 (月1・適宜) 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会 ・なかよし読書 【6年】 修学旅行 		

11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 (月 1・適宜) ・児童理解研修 (気にかかる児童の理解と支援について) ・「記名式いじめアンケート」の実施と集約 (早期発見・積極的認知) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習の足あと発表会 	<ul style="list-style-type: none"> ・(第2回) いじめに関するアンケートの実施(記名式) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権にかかる参観・懇談
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 (月 1・適宜) ・合同研修(関係機関との交流会) ・「クラスマネジメントシート」の実施と集約 (早期発見・積極的認知) ・生徒指導3機能の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間講話と人権の絵本読み聞かせ ・冬季休業中の生活指導とパトロール 	<ul style="list-style-type: none"> ・(第2回) クラスマネジメントシートの実施 ・教育相談週間 ・児童、保護者による学校アンケート② 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会(希望制)
1	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 (月 1・適宜) ・学校評価の結果の共有 			
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 (月 1・適宜) ・いじめ防止研修及び年間反省 (いじめについての事例研修) ・年間反省 	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし大縄大会 		<ul style="list-style-type: none"> ・新1年生半日入学保護者説明会 ・学級懇談会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 (月 1・適宜) ・合同研修(関係機関との交流会) ・生徒指導3機能の確認 ・学校運営協議会での説明と評価 ・学校いじめの防止等基本方針・プログラムの見直し。 	<ul style="list-style-type: none"> ・春季休業中の生活指導とパトロール 		

※新型コロナウィルス感染拡大防止の対応により、予定を変更する場合があります。